



★ 業務紹介 ★

「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程」の一部改正について

業務部

1 はじめに

石油コンビナート等特別防災区域に特定事業所を設置している特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に基づき、自衛防災組織又は共同防災組織（以下、「自衛消防組織等」という。）を設置しなければならないこととされており、この自衛防災組織等には、防災資機材等を備え、防災要員を置かなければならないこととされています。

これらの防災資機材等の技術進歩により、従来の防災資機材等よりも少ない人数の防災要員で運用が可能となるものが開発されてきました。

このようなことから、平成 10 年に石災法施行令等が改正され、一定の要件を満足する特定事業所の自衛防災組織等に一定の要件を満足する省力化された防災資機材等を備え付けた場合には、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数を減じることができることとされました。

当協会では、この改正内容を踏まえて、省力化に資する装置又は機械器具を搭載した大型化学消防車等を製造するメーカーの評価、当該大型化学消防車等を備え付けた特定事業所（共同防災組織を含む。以下同じ。）の評価（以下「特定事業所評価」という。）を行っています（防災資機材等の省力化（防災要員の減員）のイメージは図 1 を参照）。

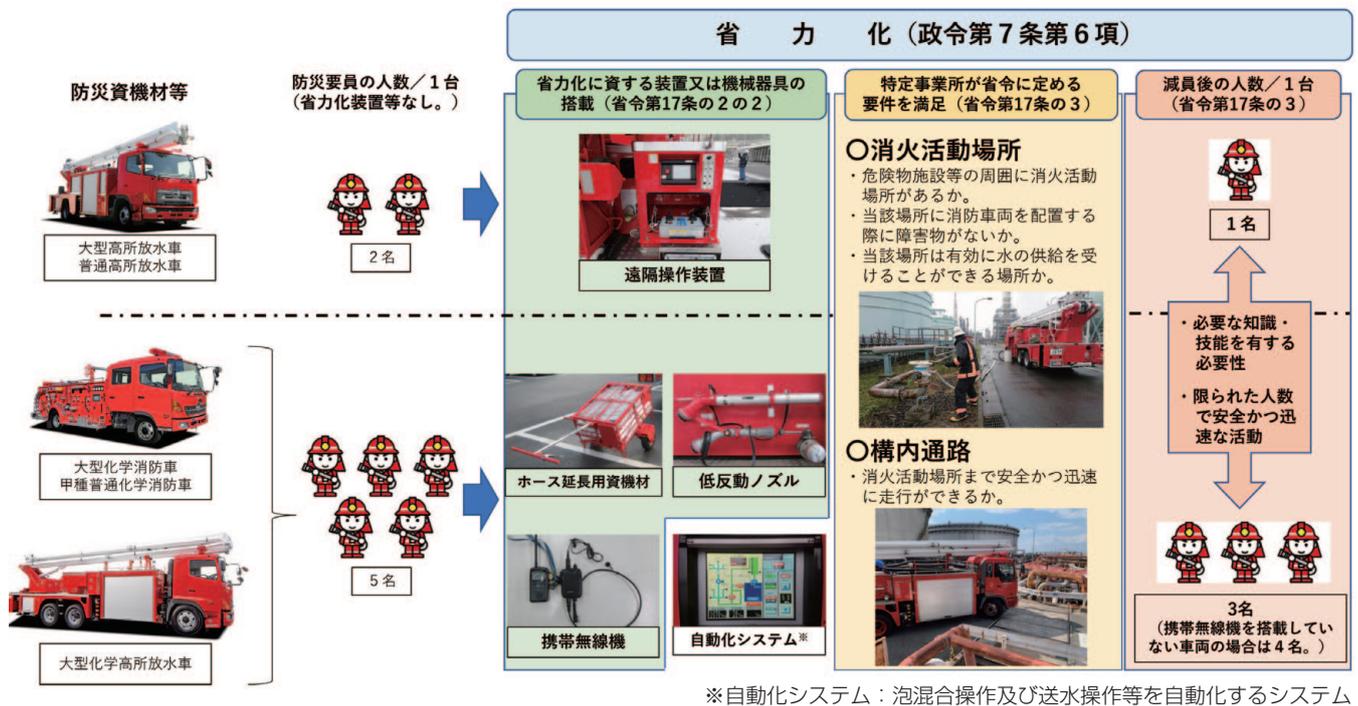


図 1 防災資機材等の省力化（防災要員の減員）の概略図

（図中の政令は「石油コンビナート等災害防止法施行令」、省令は「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」を示します。）

今般、特定事業所評価の変更手続きに関して本評価の趣旨に即した変更手続きとする必要があること等から「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程（平成 25 年 3 月 11 日危保規程第 15 号）」の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日に施行しましたので、本稿ではその改正概要についてお知らせします。

## 2 主な改正の概要

### (1) 業務規程名の改正

業務規程名を「大型化学消防車等の省力化に係る評価に関する業務規程」に改めました。

(旧：「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程」)

### (2) 特定事業所評価に係る手続きに関する改正

ア 重変更及び軽変更について、各変更評価に該当する具体的な変更内容を追加記載し、変更内容に応じて申請者が申請すべき変更申請手続きを明確化しました。

イ 各申請区分（評価、重変更、軽変更、再評価）における当協会の審査等の実施項目を明記しました。

## 3 重変更に関する具体的な内容

### (1) 大型化学消防車等を追加又は変更（更新を含む。）する場合

特定事業所評価の条件（現地調査における確認ポイント）は、個々の車両特性（車体寸法、装置仕様、操作性等）によるところが大きいため、個々の車両を追加・変更する場合は重変更となります。

重変更の手続きイメージは図2を参照願います。まず、省力化された消防車がないA製油所に図中①の省力化された甲種普通化学消防車を導入した場合、A製油所は新規に特定事業所評価を受けます。

この特定事業所評価を受けたA製油所の大型高所放水車+大型化学消防車（図中②の省力化追加）又は甲種普通化学消防車（図中③の省力化追加）のように評価を受けた消防車とは異なる評価対象の消防車を追加する場合は重変更の手続きが必要になります。

また、図中④のように評価を受けた大型高所放水車+大型化学消防車（セット評価）から異なる評価対象の大型化学高所放水車に変更する場合も重変更の手続きが必要になります。

さらに、図中⑤のように評価を受けた甲種普通化学消防車と同じ評価対象の消防車に変更又は更新する場合も重変更の手続きが必要になります。

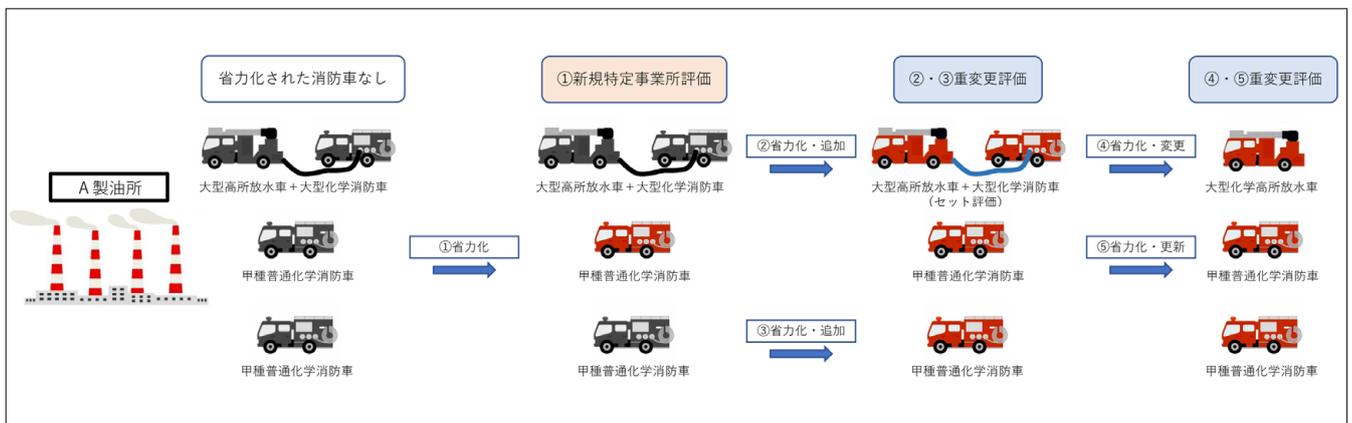


図2 重変更の手続きイメージ図

### (2) 携帯無線機の搭載に伴い防災要員を減員する場合

携帯無線機の搭載に伴う防災要員の人数の取り扱いの変更は、現地調査が必要となる重変更となります。携帯無線機を搭載せずに評価を受けた化学消防車は、4名による防災活動状況等を評価していることから、携帯無線機を搭載することにより防災要員を3名にする変更は、重変更として現地調査をする必要があります（図3参照）。

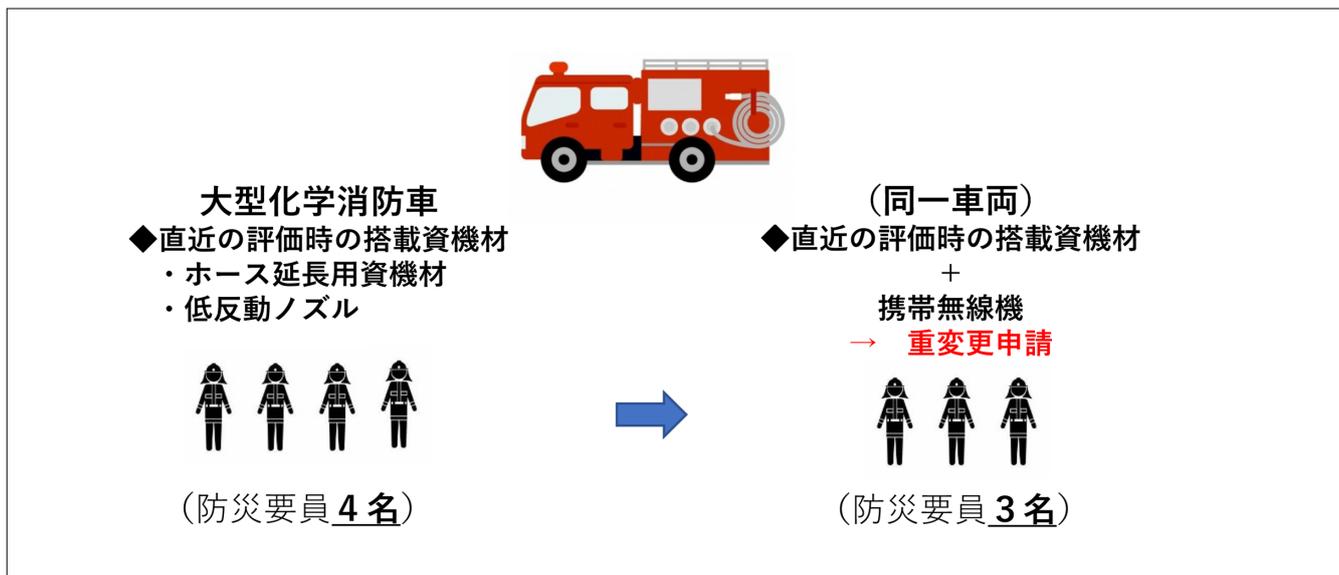


図3 携帯無線機の搭載に伴い防災要員を減員するイメージ

(3) 共同防災組織の構成事業所を追加する場合

複数の特定事業所が共同して設置した共同防災組織の評価では、共同防災組織を構成する全ての特定事業所について、導入した大型化学消防車等に対して特定事業所の要件を満足しているかを確認しています。したがって、直近の評価以降、共同防災組織に新しく構成事業所を追加する変更は、重変更として現地調査を実施する必要があります（図4参照）。

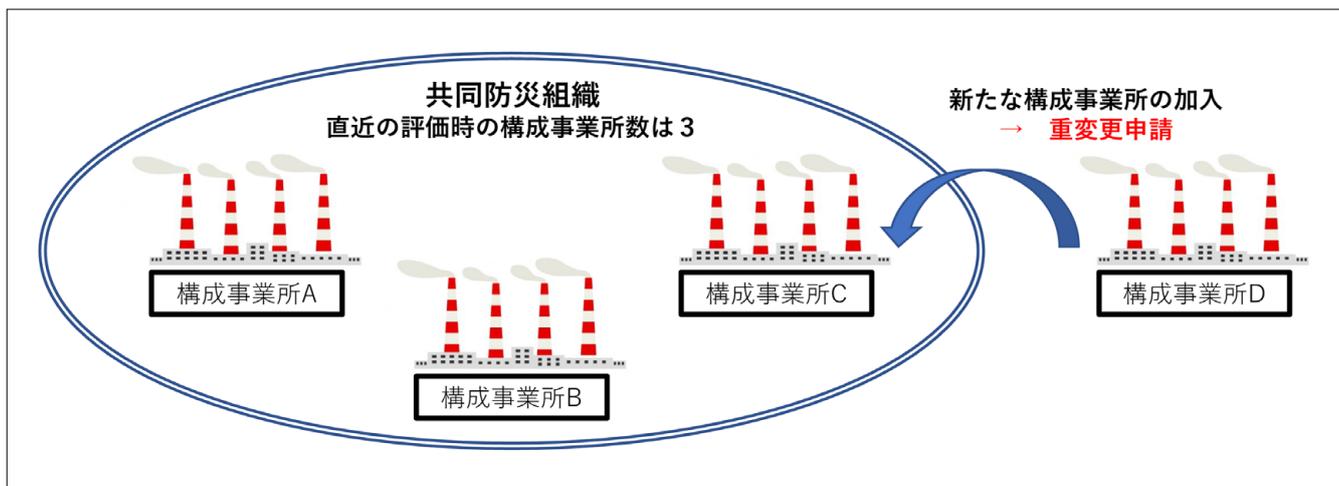


図4 共同防災組織における構成事業所の追加の例

(4) その他

前述した(1)～(3)以外にも大型化学消防車等を導入する特定事業所の省力化の有効性等に重大な影響を及ぼす変更を行おうとする場合は重変更の手続きが必要となります。

4 軽変更に該当する内容

- (1) 省力化に資する機械器具（ホース延長用資機材、低反動ノズル又は携帯無線機）を変更しようとする場合（変更前の型式とは異なる型式に変更しようとする場合に限る。）
- (2) その他重変更に該当しない変更を行おうとする場合

## 5 おわりに

本評価を取得した事業所においては、省力化の効果が有効に得られているか否かについて一定期間毎に防災要員の技量の確認を行うことが必要であると考えられることから、当協会では大型化学消防車等を適切に活用し省力化の効果が有効に得られていることを継続的に確認するための再評価制度を設けています。

防災体制の大幅な変更等が行われた際や、評価を受けた日から概ね5年ごとに再評価制度をご活用ください。

### 【参考】

- 大型化学消防車等の省力化に係る評価に関する業務規程  
([http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate\\_performance/4-02.pdf](http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate_performance/4-02.pdf))
- 大型化学消防車等の評価制度について（Safety & Tomorrow No.174（2017.7）記事）  
([http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/magazine/174/contents/174\\_03.pdf](http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/magazine/174/contents/174_03.pdf))

### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部 TEL 03-3436-2353